P 57.58　ヤングケアラー

2　相談支援･情報提供

《現状と課題》

【背景】

- 子どもが成長する過程において、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、いじめ、不登校、学習、非行など、保護者はさまざまな問題や悩みに直面しながら子育てをしています。
- 18 歳未満のヤングケアラーは、学校に通い教育を受け、友人等と交流を図る重要な時期にケアを担っています。

【本市の取組の現状】

- 利用者支援事業として、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援しているほか、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、健やかに安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう切れ目のない支援を行っています。
- 家庭児童相談として、子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助しています。また、学校等と連携し課題を抱える子どもが気軽に相談ができる体制を整えています。
- 市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一つに集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行っているほか、子育てに関する情報の配信に加え、育児記録や相談機能なども利用できる子育てアプリ「まる育サポート」を提供し、妊娠、出産から育児まで、継続的な支援を行っています。

課題

- 「まる育サポート（子育て支援総合相談窓口）～ハッピーサポート（健康課）＋あだぁじぉ（相談窓口）～」の周知と利用促進
- 児童虐待相談の増加への対応
- 子育てアプリ「まる育サポート」の周知

《今後の方針》

- まる育サポートにおいて、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実を図ります。
- 家庭児童相談において、学校、香川県西部子ども相談センター・警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。
- 子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取り組みます。
- 子育てアプリ「まる育サポート」は、保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。

《主な取組》

- 利用者支援事業(健康課・子育て支援課)
- 家庭児童相談(子育て支援課)
- 子育て支援情報ホームページの開設・運営(子育て支援課)
- 子育てアプリ「まる育サポート」(子育て支援課)

P 120.121　ヤングケアラー

3　子どもの貧困対策に係る今後の方向性について

(1)　基本的な考え方

本市の子どもの貧困状況については、全国的な傾向に準ずる状況です。本市における貧困対策としては、すでに教育・福祉・保健医療等の分野で文部科学省・厚生労働省等が進める放課後児童クラブ・生活困窮者自立支援事業・児童館、子ども食堂等、公的・私的機関が様々な事業を展開しています。

しかし、その一方でそれらのセーフティーネットから抜け落ちる子育て家庭が存在していることも推測されます。ヤングケアラーもその一つです。そこで、今後の子どもの貧困対策としてはそういった家庭をいかにして各種の支援に結びつけていくかが特に重要となってきます。

本市では、~~今般改正された~~国の大綱なども踏まえながら、今後の子どもの貧困対策の進め方について体系的に整理していきます。

(2)　分野ごとの方針と施策

【1】　教育の支援

貧困の連鎖を解消するためには、全ての子どもがその置かれた家庭環境に左右されることなく教育を受ける機会が確保され、その可能性を伸ばしていくことができる社会的環境を整備・構築していくことが重要であると考えられます。

学校はスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、放課後児童クラブをはじめとした地域の子育て支援団体との連携を通じて、苦しい家庭環境にある子どもを早期に発見して適切な支援につなげるという重要な役割を担っています。

本市では、教育の支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

① 保育料などの負担軽減
② 幼児教育・保育の質の向上を図るための研修や人事交流の実施
③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの適正配置の推進
④ 少人数学級や放課後補習などの実施による教育指導体制の充実
⑤ 特に配慮を要する子ども（児童養護施設等の子ども・外国人児童生徒等）への学　　習等の支援
⑥ 就学援助制度の充実による義務教育における教育負担の軽減
⑦ 生活困窮世帯等への学習・生活支援の実施

【2】　生活の安定のための支援

子どもの健やかな生育を図るうえでは、親の妊娠・出産期からの継続的な支援が欠

かせないと考えられます。しかしながら、苦しい家庭環境にある子どもは経済的に不利な状況に置かれるだけでなく、行政や地域の目が届きにくくなるということも懸念されます。

本市では、このような事態を防ぐため、生活の安定のための支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

① 親の妊娠・出産期から子どもの乳幼児期の支援として、乳幼児家庭全戸訪問による状況把握や特定妊婦等への支援
② 保護者の生活支援として、生活困窮者に対する包括的な支援や保育の受け皿確保の推進、様々な子育て支援事業による育児負担の軽減
③ 社会的養育が必要な子どもへの里親制度や特別養子縁組制度などの推進
④ 公営住宅に関する優先入居等の支援

【３】 保護者に対する就労の支援

保護者の就労を支援していくことは、家庭における安定した経済的基盤の形成を図るために重要なものであると考えられます。また、家庭が安心して子育てできる環境であることは、健やかな子どもの成長を促すうえでも欠かせないものであると考えられます。

本市では、保護者に対する就労の支援として次の取組を重点的に実施していきます。

① ひとり親家庭を対象としたハローワーク等関係機関と連携した様々な就職支援
② 生活困窮世帯に対する様々な就労支援の実施

【４】 経済的支援

対象家庭の経済的な安定を図るためには、経済的支援についても他の支援と組み合わせたうえで実施していくことが望ましいと考えられます。

本市では、経済的な支援として次の取組を重点的に実施していきます。

① 児童手当・児童扶養手当制度の実施
② 子育て応援育児用品貸出事業の実施
③ ひとり親家庭等子育て支援事業をはじめとするひとり親支援策の実施

（３） 貧困対策の指標

第 2 期「子どものひかり計画」では、現在実践されている各事業内容やネットワークを活用し、今後の子どもの貧困対策動向を踏まえ実践する各部署の支援を数値化（%）することにより、年度毎の状況を視覚化し、強化すべき課題を明確にするとともに、指標に係る担当部署を記載します。

なお、指標の設定については次の視点から行うものとします。

① 基本的には内閣府の指標をもとにすることにより、全国及び香川県との比較分析

を極力行えるものとします。

② 指標によっては、国・県とちがい、市レベルでは母数が極端に少ないものもあります。このようなものは、年度による変動幅が非常に大きく指標としては不適当と考えます。

③ 毎年、実施されている統計などから導き出せる数値から指標を設定するものとし、特別なアンケート調査など、数値の算定に費用等を要するものは不適当と考えます。

④ ①～③を踏まえたうえで、子どもの貧困対策に係る関係課が共通認識のもと様々な施策を推進していけるものであることが指標として望ましいと考えます。

7　子ども･子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携

（１）関係機関の連携会議の開催

- それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所等）と様々な連携会議を開催し、各機関における課題等について議論し、共有します。また、日頃からから互いの事業内容等に関する情報共有を図ります。

（２）関係機関の連携を推進する取組

- 保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業を実施します。
  ① 利用者支援事業　専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。
  ② 地域子育て支援拠点事業　保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施すること。
  ③ 子育て援助活動支援事業　地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施すること。